

# お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

## がん自由診療等給付金



**お支払い  
できる場合**

がん診療連携拠点病院等に該当する病院で、  
がん自由診療に該当する抗がん剤（未承認薬）  
による治療を受けた



**お支払い  
できない場合**

がん診療連携拠点病院等に該当しない病院で、  
がん自由診療に該当する抗がん剤（未承認薬）  
による治療を受けた

### 解説

- がん自由診療等給付金は、被保険者が、がんにより所定の自由診療・評価療養（先進医療を除く）による療養を受けた場合、支払対象となります。
- がん自由診療によるがん自由診療等給付金のお支払いは、がん診療連携拠点病院等において療養を受けた場合に限りです。
- がん診療連携拠点病院等とは、次のいずれかに該当する病院等をいいます。
  - ・都道府県がん診療連携拠点病院 ・地域がん診療連携拠点病院 ・国立研究開発法人国立がん研究センター
  - ・特定領域がん診療連携拠点病院 ・地域がん診療病院 ・小児がん拠点病院
  - ・小児がん中央機関 ・特定機能病院 ・がんゲノム医療中核拠点病院
  - ・がんゲノム医療拠点病院 ・がんゲノム医療連携病院 ・日本臨床腫瘍学会認定研修施設
- がん診療連携拠点病院等は、療養を受けた時点で、厚生労働大臣による指定もしくは承認（がんゲノム医療連携病院については、がんゲノム医療中核拠点病院またはがんゲノム医療拠点病院による指定）を受けている病院等、または公益社団法人日本臨床腫瘍学会によって認定研修施設と認められている施設をいいます。
- 上記に該当する病院等については、厚生労働省または日本臨床腫瘍学会のホームページをご確認ください。
- がん自由診療によるがん自由診療等給付金のお支払いについては、がん診療連携拠点病院等において受けた療養であることその他、所定の要件があるため、療養を受ける前に必ず当社にご連絡ください。

詳細につきましては「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。